

平 26. 5. 23
礎 2 - 4

中里実税制調査会会長

翁 百合

本日は都合により基礎問題小委員会に出席することができず、申し訳ございません。以下の通り、書面にて配偶者控除制度等について意見を申し述べます。

現状認識

- 配偶者控除制度が創設された昭和30年代半ばの社会と比較すると、現在は女性の労働参加は格段に広がっているほか、当時は20代には多くの女性が結婚し、ほぼ「皆婚」の状況であったが、現在はライフコースも大きく変化し未婚者のシェアも近年拡大している。
- 今後の人口減少、高齢化といった人口動態の急激な変化を考えると、労働人口の減少は、長期的に日本社会・日本経済にきわめて大きな影響を与える可能性がある。その意味でも、女性の社会における活躍と子育ての両立は今後の重要な政策課題である。
- 現在の所得税制は、海外と比較して給与所得控除、公的年金控除などの所得についての控除や様々な人的所得控除が多く存在し、その規模も大きいですが、このことは全体として財源調達の機能を低下させている。

税制のあり方

- 税制としては本来ライフスタイルや働き方に対して中立的であるべきである。ただし、日本の人口動態がもたらす大きな影響を考えると、今後は税制、社会保障制度一体として、就労を促進する方向で考えていくことを検討すべきではないか。
- 上記の点を踏まえれば、配偶者控除制度は、働き方に中立的とはいえず、縮小の方向で考えていくべき。配偶者控除はまた、二重の控除の問題も発生させているほか、他の所得控除と同様、高額所得者に有利になっており、その観点からも見直しが必要。

留意点

- ただし、配偶者控除の縮小・廃止だけで、女性の就労を促すことはできない。社会保険の130万円の壁についても見直し必要があるほか、保育所の整備や男女賃金格差の是正などの総合的な取り組みが必要。同時に、税制でどのように子育てを支援していくかについても検討する必要がある。

以上